FAKE ZERO PROJECT

China Customs Japan Customs Korea Customs

知的財産侵害物品の取締状況と関税法改正について

輸出者が海外事業者である場合の注意点等について

日本関税協会名古屋支部　令和4年秋季税関研修会
名古屋税関　業務部知的財産調査官

目　次

１．知的財産侵害物品の差止実績について　…… ２～９

２．知的財産権と税関の取締り　…… 10～16

３．認定手続について　…… 17～19

４．差止申立制度について　…… 20～23

５．模倣品の水際取締り強化について　…… 24～31

６．税関ホームページのご案内　…… 32～33

７．差止申立ての検索方法　…… 34

1．知的財産侵害物品の差止実績について

名古屋税関における知的財産侵害物品差止実績の公表風景
（令和４年９月９日 名古屋港湾合同庁舎 大会議室）

1．知的財産侵害物品の差止実績について

①知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移（名古屋税関管内）

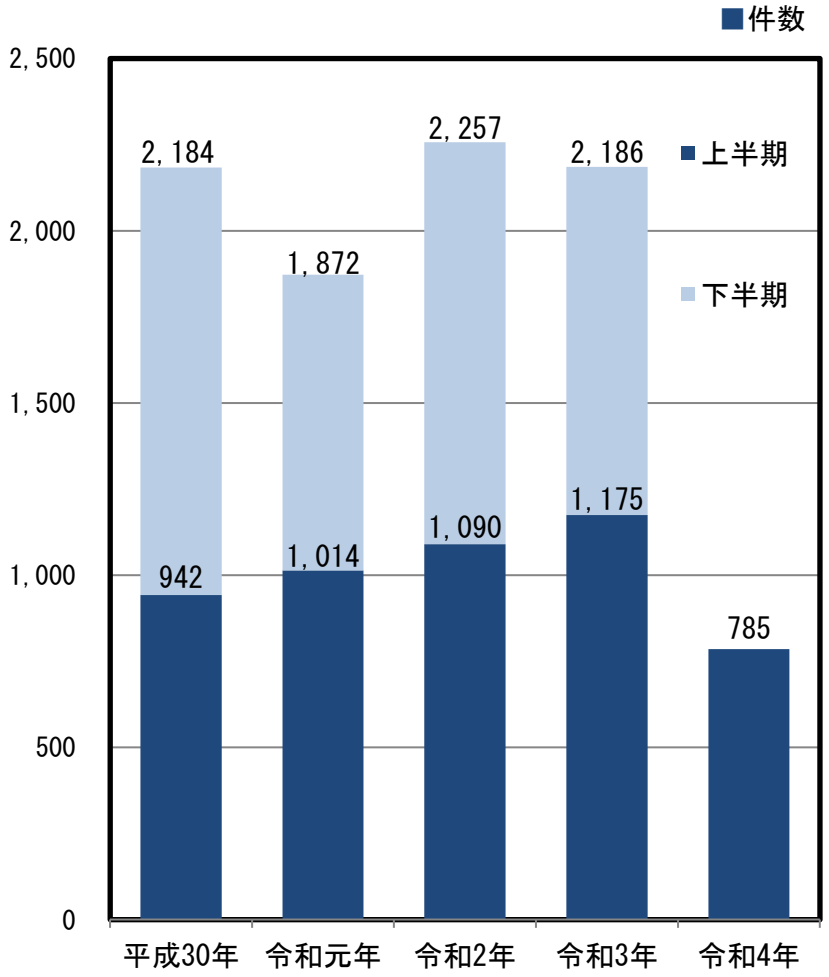

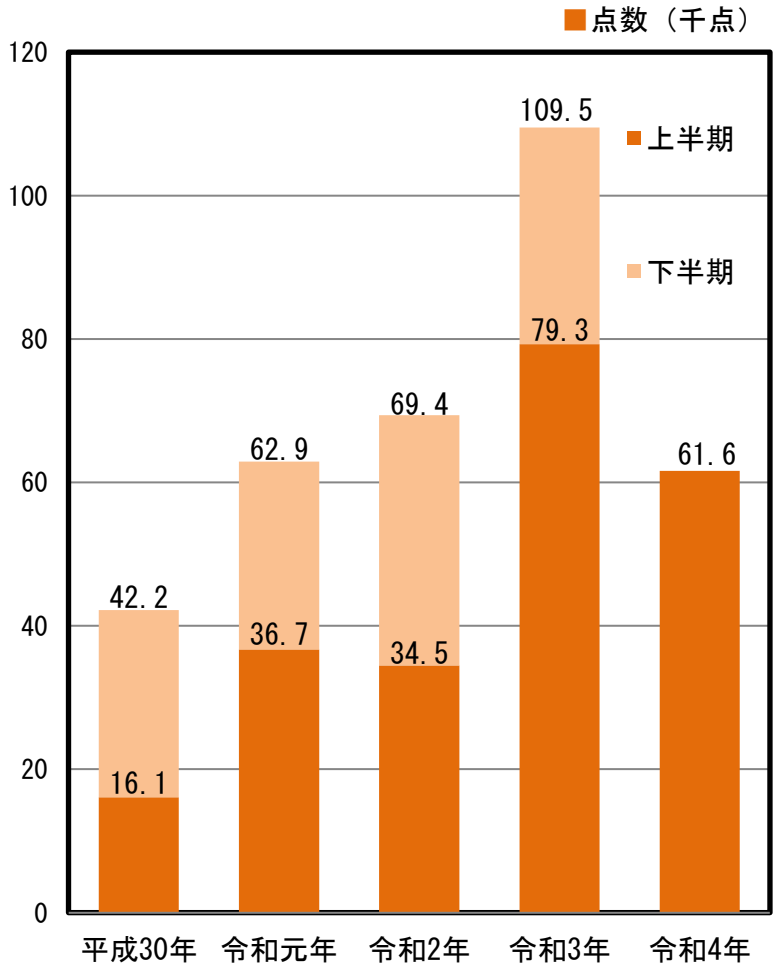

1．知的財産侵害物品の差止実績について

②仕出国（地域）別輸入差止件数構成比の推移（名古屋税関管内）

枠内の数字は構成比（%）

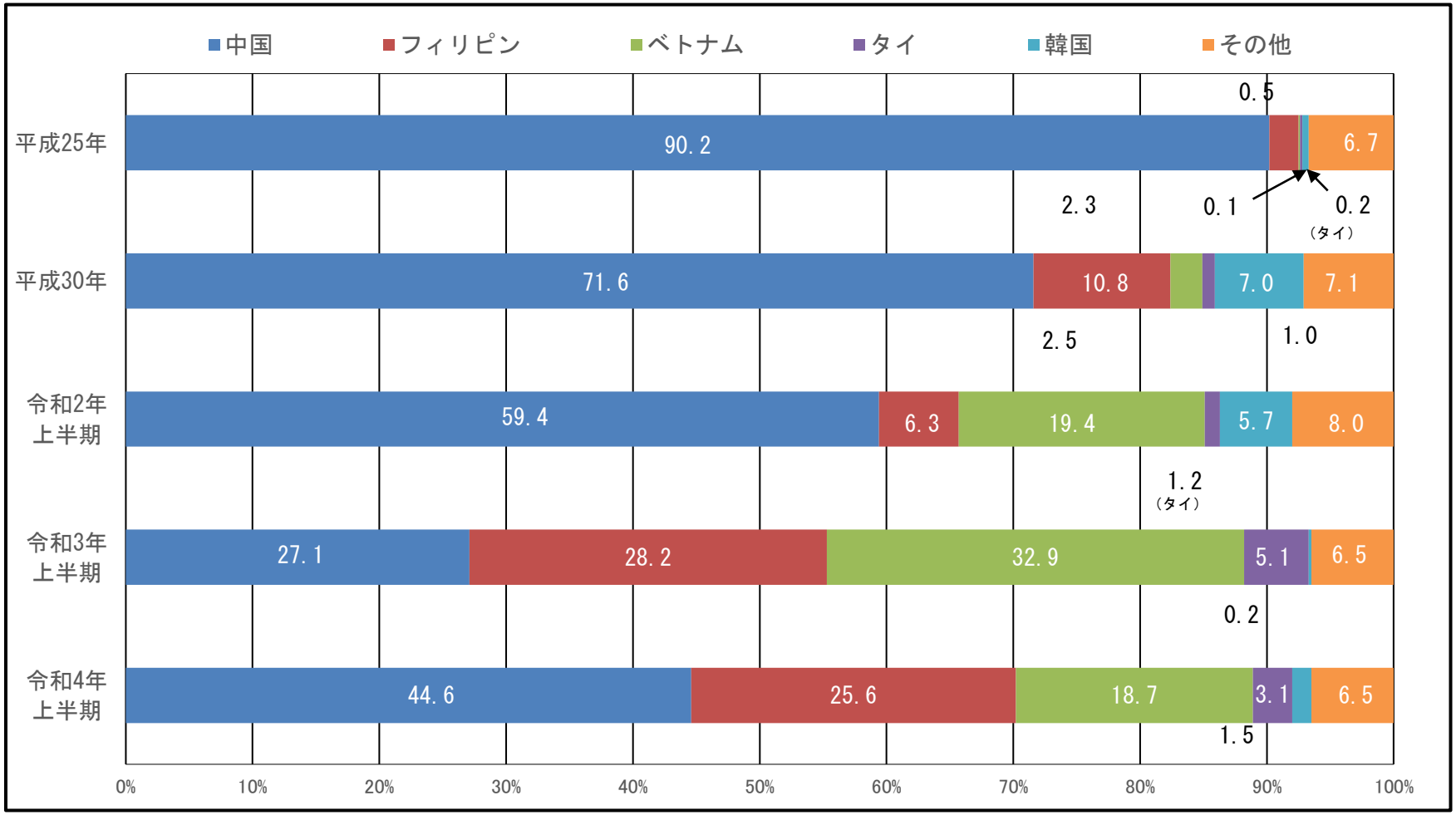

1．知的財産侵害物品の差止実績について

③知的財産別輸入差止実績構成比　（令和４年上半期　名古屋税関管内）

（件数ベース）

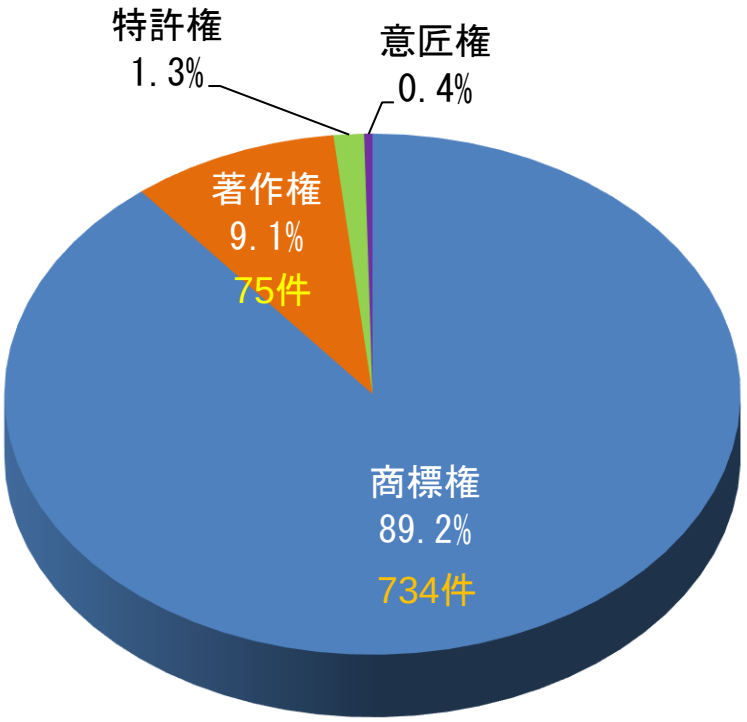

（点数ベース）

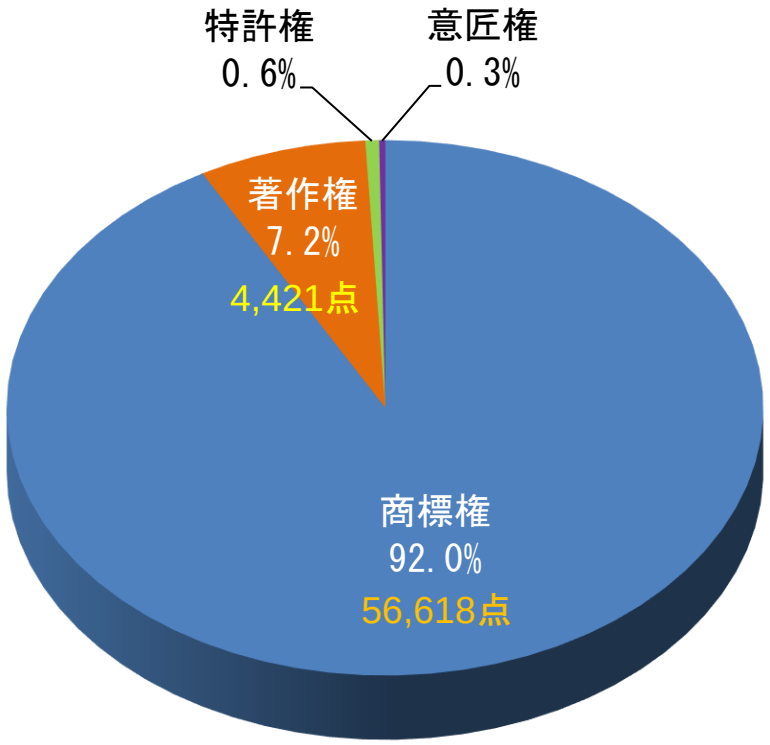

1. 知的財産侵害物品の差止実績について

④品目別輸入差止実績構成比（令和４年上半期　名古屋税関管内）

（件数ベース）

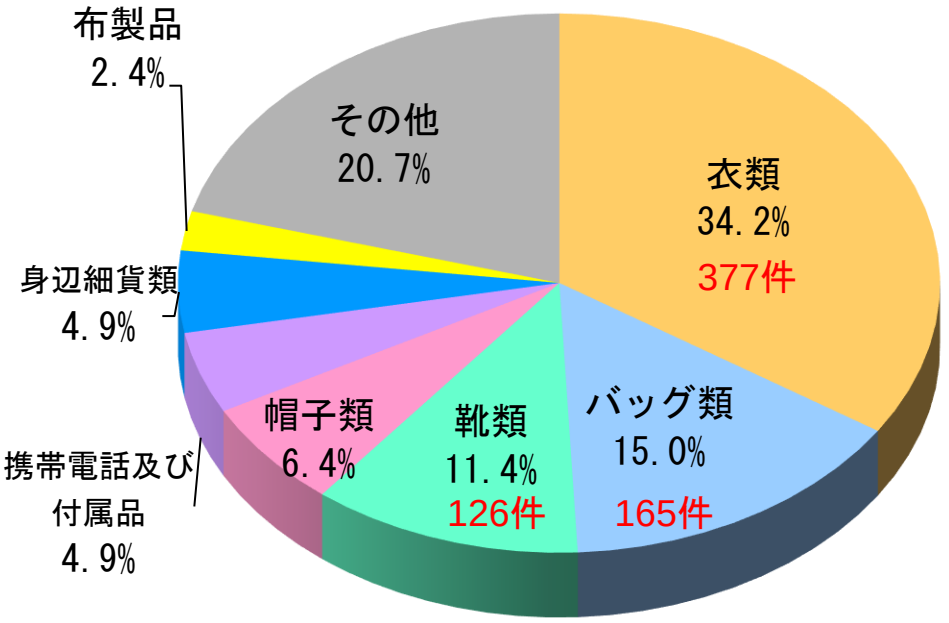

（点数ベース）

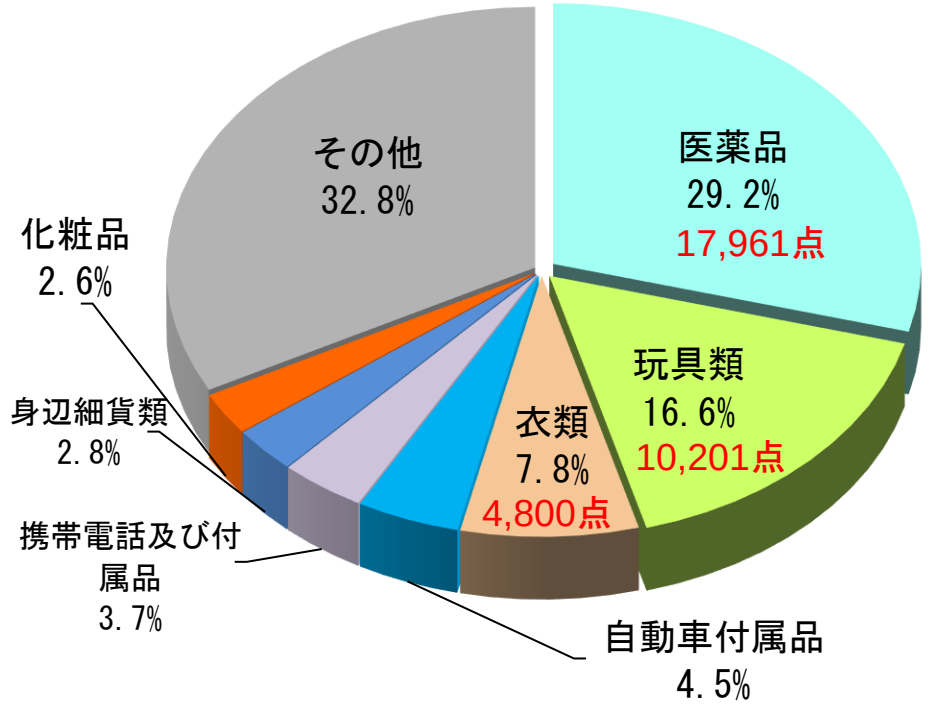

1. 知的財産侵害物品の差止実績について

④輸送形態別輸入差止実績構成比（令和４年上半期　名古屋税関管内）

（件数ベース）

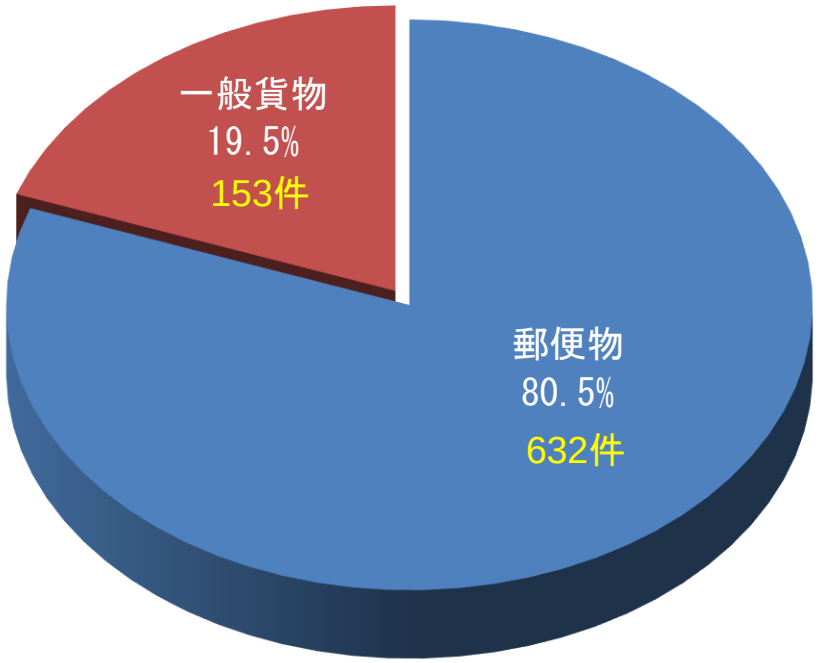

（点数ベース）

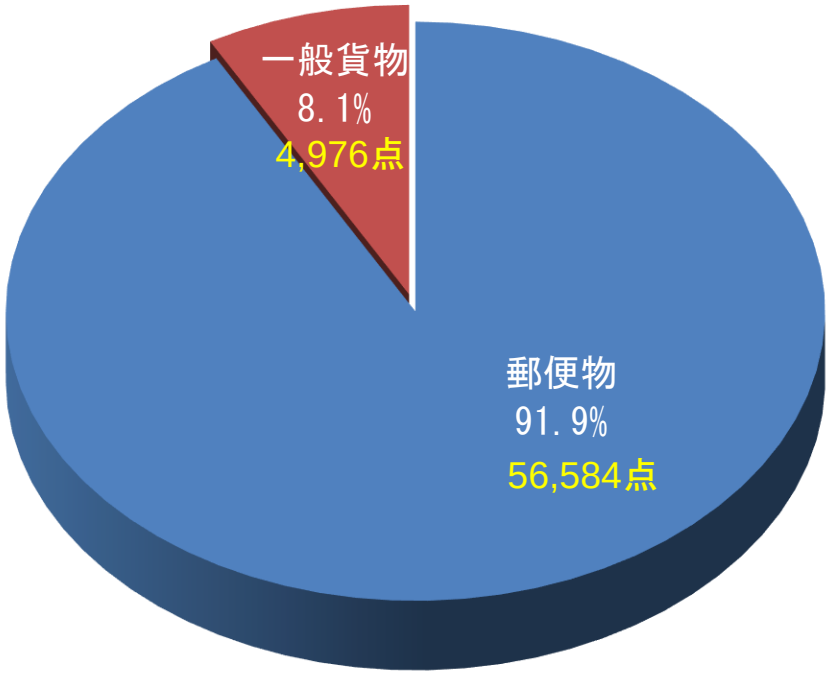

1. 知的財産侵害物品の差止実績について

※参考　輸送形態別輸入差止実績構成比（令和３年上半期　名古屋税関管内）

（件数ベース）

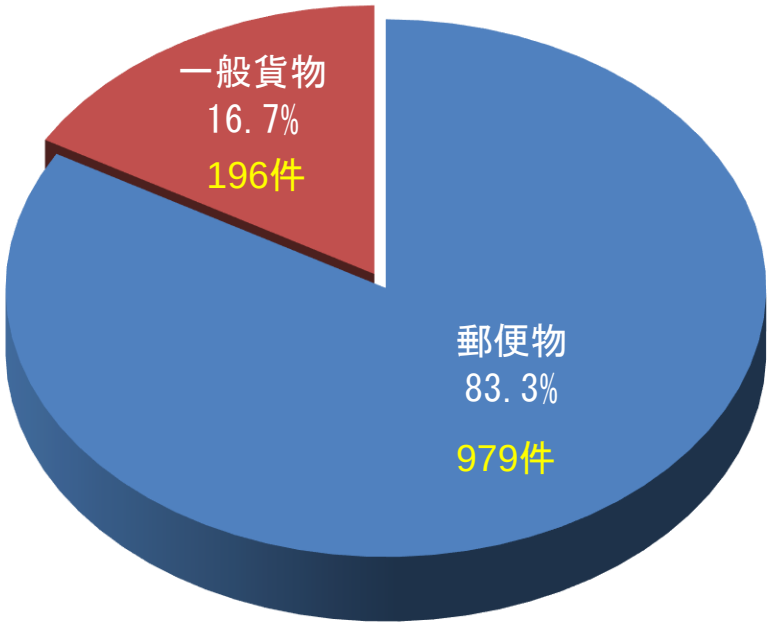

（点数ベース）

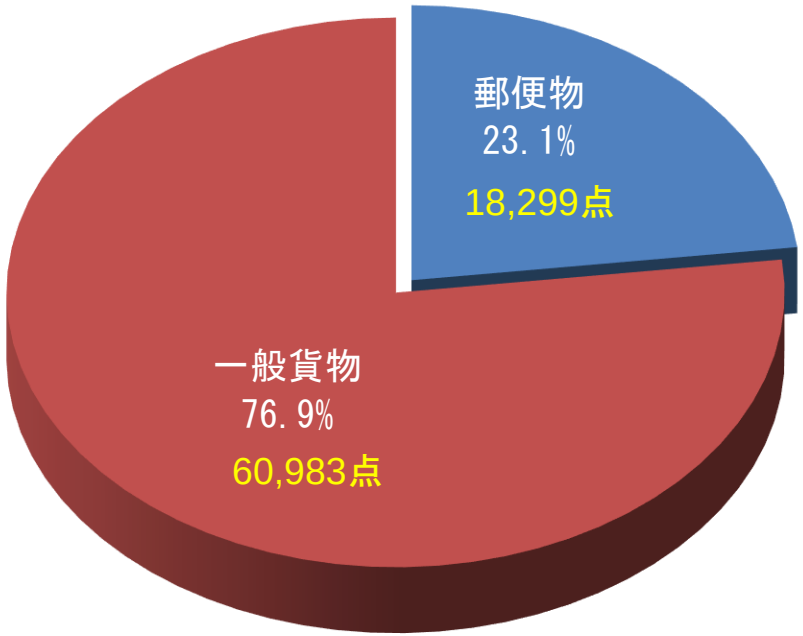

1．知的財産侵害物品の差止実績について

税関で輸入を差し止めた侵害品の例

◆差止めが多い物品・差止めが増加した物品

商標：スニーカー

意匠：イヤホン

商標（立体商標）：椅子

商標：医薬品

意匠：掃除機用バッテリー

著作：スマートフォンケース

2. 知的財産権と税関の取締り

輸入してはならない貨物　（関税法第69条の11第１項）

①　麻薬、覚醒剤等
①の2　指定薬物
②　拳銃、銃砲弾等
③　爆発物
④　火薬類
⑤　化学兵器原料等
⑤の2　病原体等
⑥　貨幣等・郵便切手等・有価証券の偽造品等、キャッシュカード等
⑦　わいせつ物品
⑧　児童ポルノ
⑨　特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品
⑨の2　意匠権又は商標権を侵害する物品（外国から日本国内にある者に宛てて発送した貨物のうち、持込み行為に係るものに限る。）
⑩　不正競争防止法第２条第１項第１号から第３号まで又は第10号から第12号までに掲げる行為を組成する物品

特許法、商標法等の個々の知的財産法において、「侵害」とは何かを定義。

2. 知的財産権と税関の取締り

知的財産権とは…

特許権・実用新案権・意匠権・商標権を
産業財産権といいます。

特許権

リチウムイオン電池に関する発明や、画面操作インターフェイス（ズーム・回転等）に関する発明、ゲームプログラムの発明など

発明を保護
（出願から20年）

商標権

電話機メーカーやキャリア各社が自社製品の信用保持のため製品や包装に表示するマーク

商品やサービスに使用するマークを保護
（登録から10年。更新可）

実用新案権

電話機の構造に関する考案、ボタンの配置や構造など

物品の構造・形状の考案を保護
（出願から10年）

意匠権

電話機をスマートにした形状や模様、色彩に関するデザインなど

物品のデザインを保護
（登録から20年）
（出願から25年　法改正2020.4.1～）

2. 知的財産権と税関の取締り

知的財産権とは…

著作権
著作隣接権を含む

独創性のある文芸、学術、
音楽、ソフトウェアなどの創作

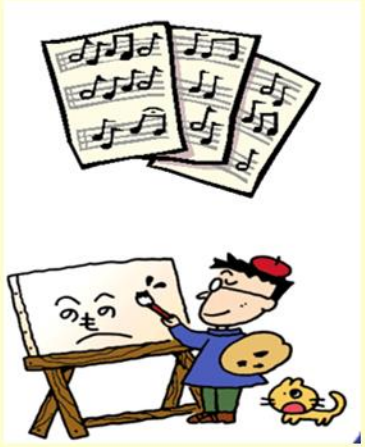

育成者権

植物の新品種

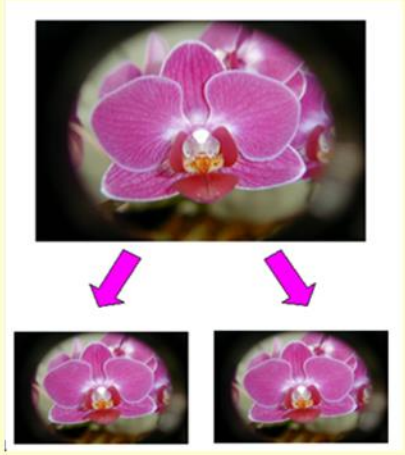

回路配置利用権

IC等の半導体の回路配置回路配置
（マスクワーク）

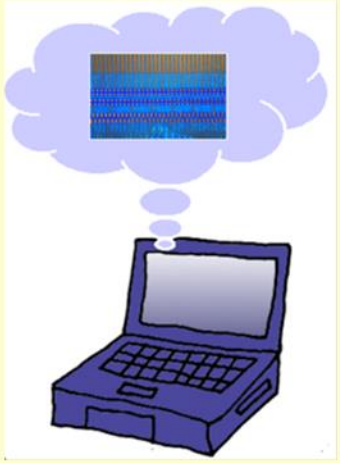

2. 知的財産権と税関の取締り

知的財産権とは…

「○○権」という権利ではないが、<u>不正競争防止法</u>により保護されているものがある。

不正競争防止違反物品の事例

真正品　　類似品

（東京地判平20.12.26）

他人の商品・営業の表示（商品等表示）として需要者の間に広く認識されているものと同一又は類似の表示を使用し、混同を生じさせる物品

真正品　　類似品

（ｱﾘﾅﾋﾞｯｸ事件－大阪地判平11. 9.16）

他人の商品・営業の表示（商品等表示）として著名なものを、自己の商品・営業の表示として使用した物品

2．知的財産権と税関の取締り

不正競争防止違反物品の事例

（東京地判10.2.25）

他人の商品の形態を模倣した物品

窃取等の不正の手段によって取得した営業秘密に係る物品

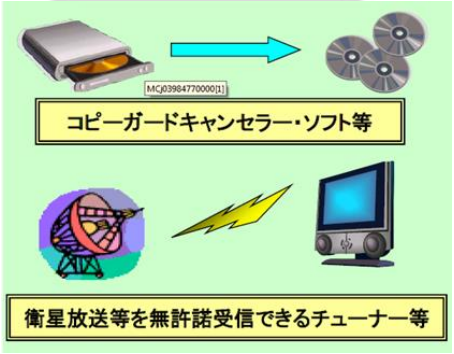

技術的制限手段により視聴や記録、複製が 制限されているコンテンツの視聴や記録、複製を可能にする（回避する）物品

※　マジコン　、Ｂ－ＣＡＳカード

2. 知的財産権と税関の取締り

知的財産侵害物品が流通すると・・・・・

- ○　新たな知的財産の創造意欲の減退
- ○　日本の産業競争力を阻害
- ○　消費者の健康・安全への悪影響

税関の水際取締り…侵害物品の輸入阻止

2. 知的財産権と税関の取締り

財務省関税局業務課
知的財産調査室

知的財産取締りに関する
制度・方針の企画・立案等

総括知的財産調査官
（知的財産センター）

知的財産取締りの統一的な
運用を確保するための
全国税関の調整等

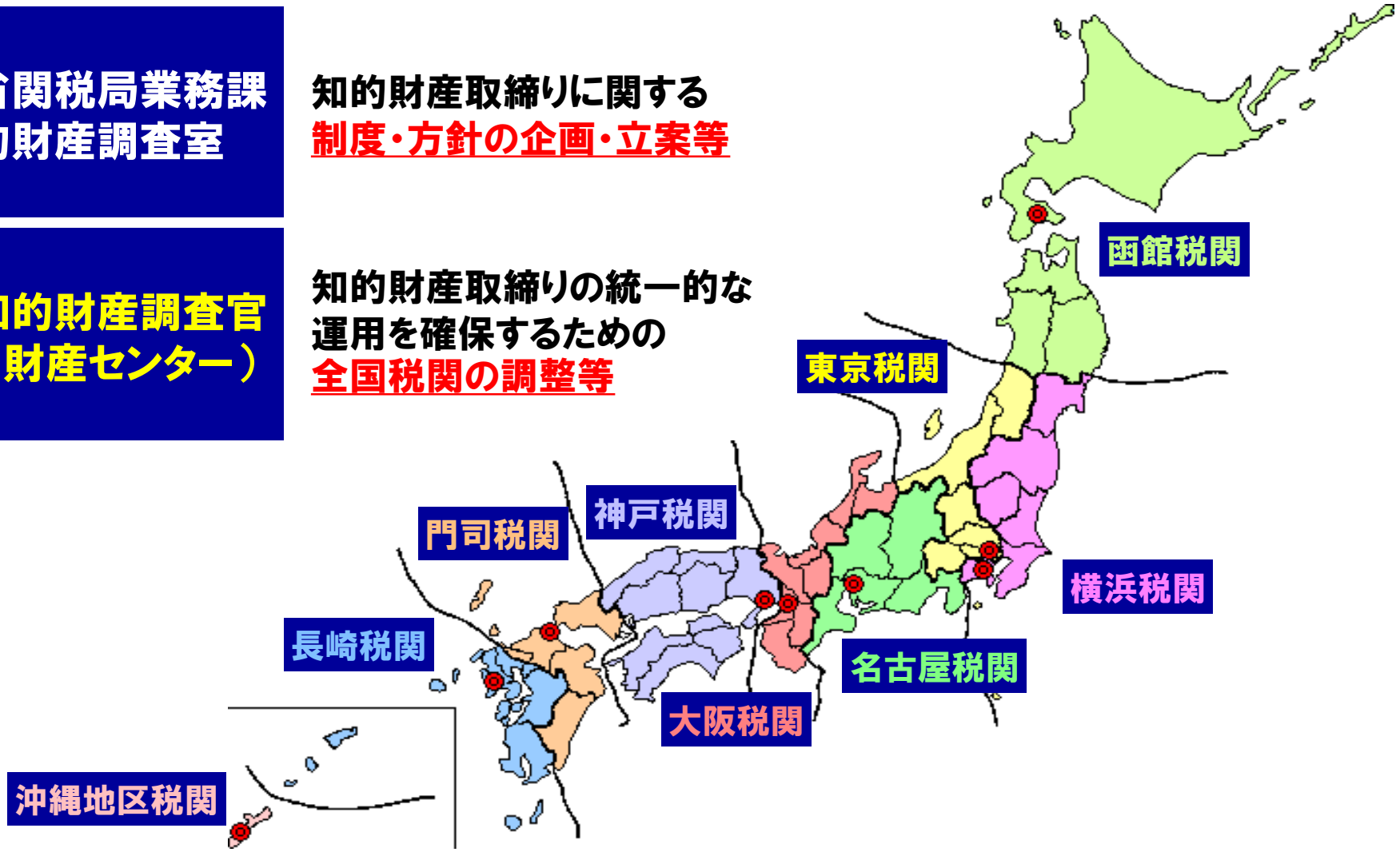

3.水際取締りの対象となる知的財産と差止申立制度

差止申立制度とは、

知的財産を有する者が、自己の権利を侵害すると認める貨物が輸入又は輸出されようとする場合に、税関長に対し、当該貨物について認定手続を執るべきことを申し立てる制度（関税法第69条の13、第69条の4）

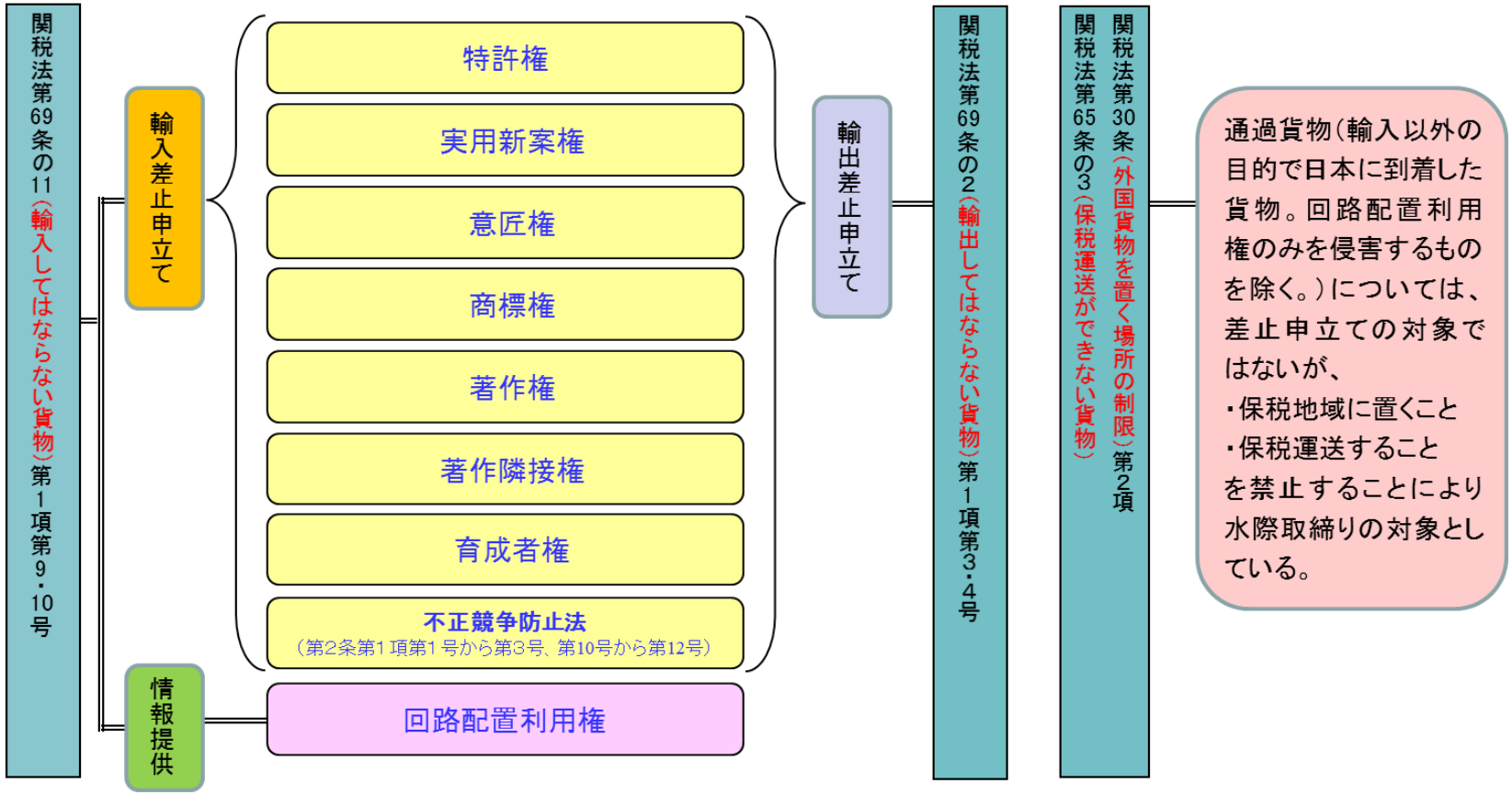

3.水際取締りの対象となる知的財産と差止申立制度

知的財産と輸入差止申立て（関税法第69条の13）

知的財産権利者が、権利を侵害する物品について、
認定手続を執ることを税関に申し立てる制度

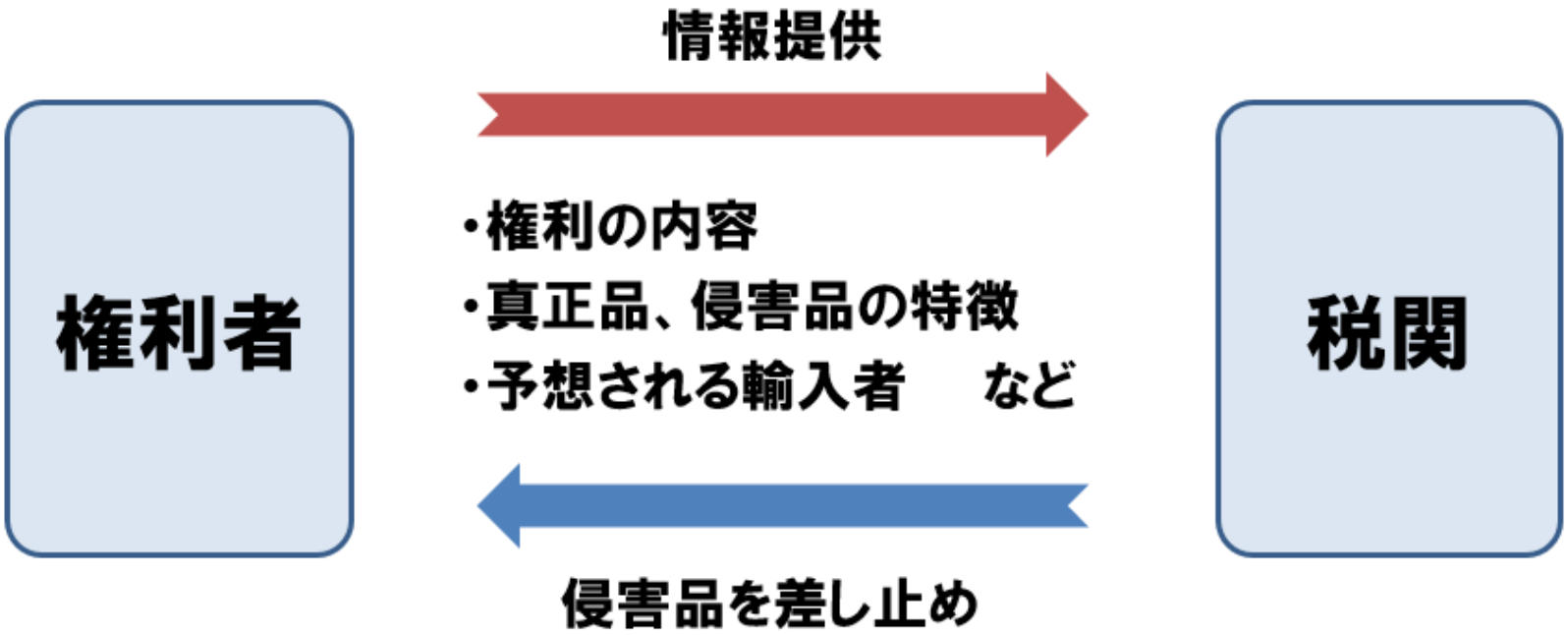

3.水際取締りの対象となる知的財産と差止申立制度

輸入差止申立て件数

特　許　権	33件
実用新案権	0件
意　匠　権	126件
商　標　権	445件
著作権	91件
著作隣接権	11件
育 成 者 権	1件
不正競争防止法	4件
合計711件	

（2022.9.1現在：全国）

税関が受理している輸入差止申立ての例 （すべて真正品）

4. 認定手続について

①認定手続きとは？

②認定手続きの流れ

4. 認定手続について

認定手続とは？　　*第69条の12*

侵害疑義物品について、侵害物品に該当するか否かを認定するための手続き

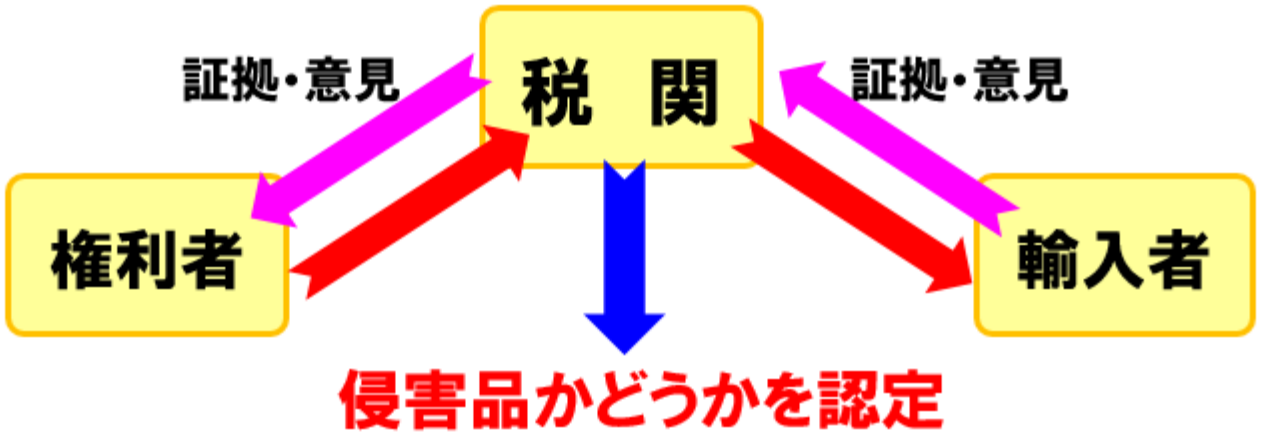

※用語の定義　関税法基本通達69の11～69の21-1

「侵害疑義物品」・・侵害物品に該当すると思料されるが認定手続きが開始されていない状態
「疑義貨物」・・・・認定手続きの対象となっている状態
「侵害物品」・・・・認定手続きを経て知的財産侵害物品に該当すると認定されて状態

4. 認定手続について

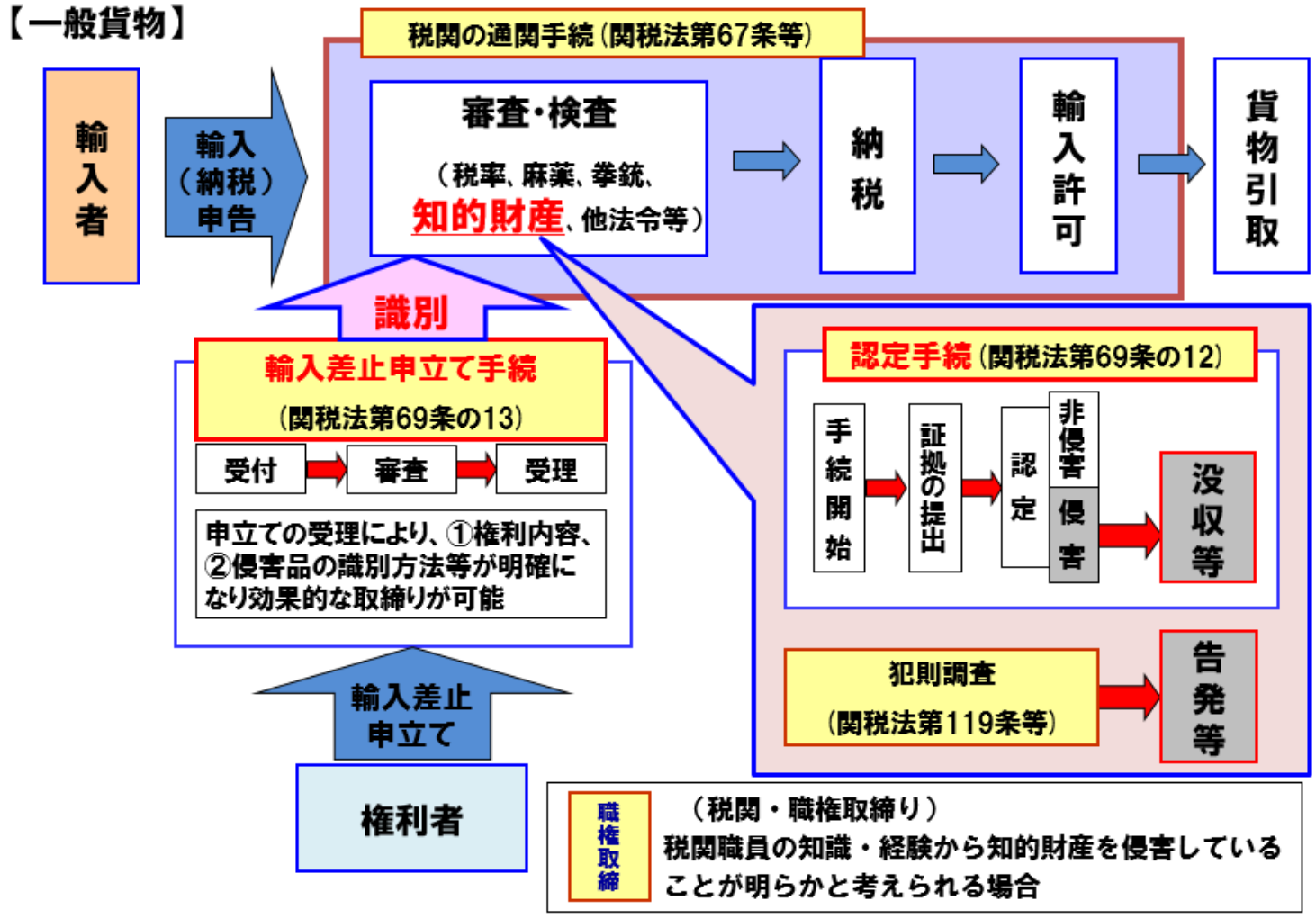
【一般貨物】
輸入者
輸入（納税）申告
税関の通関手続（関税法第67条等）
審査・検査
（税率、麻薬、拳銃、知的財産、他法令等）
納税
輸入許可
貨物引取
識別
輸入差止申立て手続
（関税法第69条の13）
受付
審査
受理
申立ての受理により、①権利内容、②侵害品の識別方法等が明確になり効果的な取締りが可能
輸入差止申立て
権利者
認定手続（関税法第69条の12）
手続開始
証拠の提出
認定
非侵害
侵害
没収等
犯則調査
（関税法第119条等）
告発等
職権取締
（税関・職権取締り）
税関職員の知識・経験から知的財産を侵害していることが明らかと考えられる場合

4. 認定手続について

認定手続きの流れ

（自発的処理）輸入者は、認定前・認定後にかかわらず、自発的処理を行うことができる。

廃棄・滅却

積戻し

権利者同意

侵害部分
切除

任意放棄

外郵

5. 模倣品の水際取締り強化について

●背景

近年、電子商取引の発展等を背景に**「海外の事業者」**　が**「国内の個人」**に対し、少量の模倣品を郵便等で直接販売し、送付する事例が急増

●改正内容

従来、侵害の成否が明らかでなかった**海外事業者の行為**について、模倣品を郵送等により、日本に持ち込む行為が商標法及び意匠法の**侵害行為となることを明確化**し、模倣品流入に対する規制を強化

○本改正後も、個人（個人事業者を除く）は、引き続き、罰則の対象外
○今回の改正では、**商標法**　及び　**意匠法**　が対象

5. 模倣品の水際取締り強化について

●概要①

令和3年5月に成立・公布された特許法等の一部を改正する法律による改正商標法及び改正意匠法において、海外事業者が模倣品を郵送等により日本国内に持ち込む行為について、権利侵害行為となることが明確化された。

（施行日は公布の日から1年6月を超えない範囲で政令で定める日）

○特許法等の一部を改正する法律（令和3年5月21日　法律第42号）

■商標法第2条第7項

第2条　（略）

2～6　（略）

7　この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為が含まれるものとする。

■意匠法第2条第2項

第2条　（略）

2　（略）

一　意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出もしくは輸入（外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含む。以下、同じ。）又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為。

5. 模倣品の水際取締り強化について

●概要②

改正商標法等で権利侵害となることが明確化された行為に係る物品を、関税法の輸入してはならない貨物として規定するとともに、認定手続きの対象とした。また、認定手続きにおいて、疑義貨物を輸入しようとする者が、当該物品が侵害物品に該当しない旨を主張する場合に、税関長が当該者に対して、その旨を証する書類の提出を求めることができるよう規定を整備された。

○関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
（令和4年政令第135号）

■関税法第69条の11（輸入してはならない貨物）

1～8 （略）

9 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成 者権を侵害する物品（意匠権又は商標権のみを侵害する物品にあっては、次号に掲げる貨物に該当するものを除く。）

9の2 意匠権又は商標権を侵害する物品（外国から日本国内にある者（意匠権を侵害する）物品にあっては当該物品を業として輸入する者を除くものとし、商標権を侵害する物品にあっては業としてその物品を生産し、証明し、又は譲渡する者を除く。）に宛てて発送した貨物のうち、持ち込み行為（意匠法第2条第2項第1号（定義等）又は商標法（昭和34年法律第127号）第2条第7項（定義等）に規定する外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為をいう。）に係るものに限る。）

5. 模倣品の水際取締り強化について

■関税法第69条の12（輸入してはならない貨物に係る認定手続）

税関長は、この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうち前条第1項第9号又は第10号に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続（以下、この款において「認定手続」という。）を執らなければならない。（以下、略）

2～3 （略）

4 税関長は、第1項の通知を受けた同項に規定する輸入をしようとする者が、認定手続が執られた貨物（以下この条及び第69条の16（申請者による疑義貨物に係る見本の検査において）「疑義貨物」という。）について前条第1項第9号から第10号までに掲げる貨物に該当しない旨を証する書類その他の政令で定める書類に提出」を求めることができる。

5. 模倣品の水際取締り強化について

■関税法施行令第69条の16（輸入してはならない貨物に係る認定手続）

1 （略）

2 法第69条の12第4項に規定する政令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 輸入者が疑義貨物を購入し、又は譲り受けようとしたこと、仕出人が当該疑義貨物を発送したことその他の輸入者が当該疑義貨物を輸入しようとした経緯及び目的に関する事項を記載した書類

二 輸入者及び疑義貨物の仕出人の氏名又は名称、住所及び職業又は事業を証する書類

三 疑義貨物の性質、形状、機能、品質、用途その他の特徴を記載した書類

四 輸入者が疑義貨物を輸入することについて当該疑義貨物に係る特許権者等から許諾を得ているか否かについて記載した書類

五 前各号に掲げるもののほか、疑義貨物が法第69条の11第1項第9号から第10号までに掲げる貨物に該当するか否かについて税関長が認定するための参考となるべき書類

5. 模倣品の水際取締り強化について

【ポイント①】

今回の改正では、**商標権**（商標登録された文字、図形などの「ロゴマークやブランド名」）と**意匠権**（意匠登録された物品の形状、模様などの「デザイン」）を侵害する物品が対象

【ポイント②】

今回の改正により、**海外の者に事業性があり、その者が模倣品を郵便等で日本国内に持ち込む場合、日本にいる者に事業性がない場合（個人使用目的）であっても、侵害品に該当することになります。**

5. 模倣品の水際取締り強化について

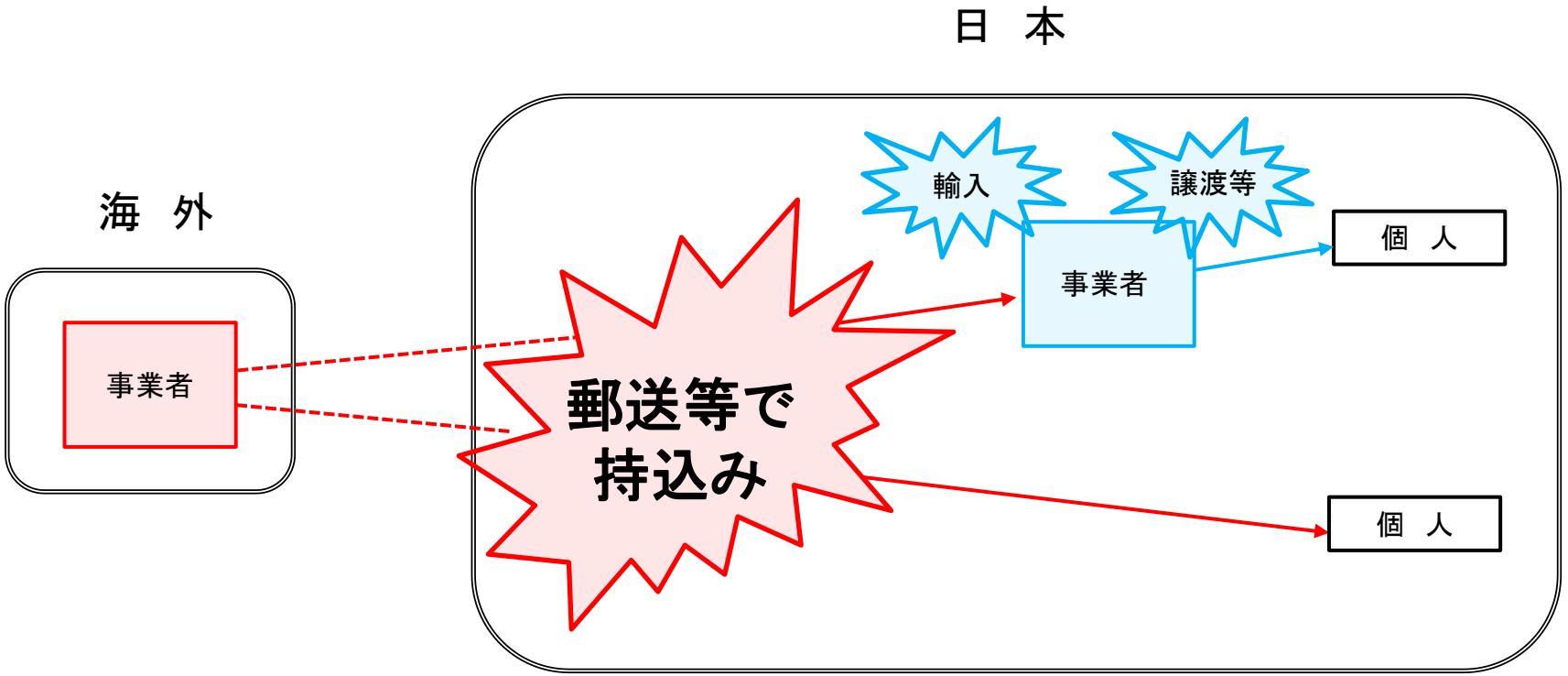

改正により権利侵害となることが明確化された行為

改正前から権利侵害とされていた行為

模倣品の
水際取締り強化!
令和４年(2022年)10月1日施行
息子に勧められて、買っただけなんだけど…
本物だと思って買ったのに…
せっかくバイトでお小遣いを貯めて買ったのに…
個人使用ならいいんでしょ?
個人で使用する場合であっても、
海外の事業者から
送付される模倣品
(商標権又は意匠権を侵害するもの)は、
輸入できません!!
QR
買う人は、失う人。
No!
コピー商品
FAKE ZERO PROJECT
China Customs Japan Customs Korea Customs

6. 税関ホームページのご案内（差止申立の検索方法）

税関ホームページ　http://www.customs.go.jp

関係法令や様式も掲載されています！

6. 税関ホームページのご案内

「知的財産侵害物品の取締り」の主な掲載情報

1. 制度や手続についての詳しい説明
2. 必要書類の説明や記載例
3. 差止申立の情報（受理前・受理済）
4. 差止実績
5. 関係法令、様式へのリンク
6. Q＆A

等

7. 差止申立ての検索方法について

【参考】『特許情報プラットホーム』

「特許情報プラットフォーム」とは？

平成27年3月23日から使用が開始された、特許庁に登録・出願されている知的財産権を検索できるサイト

HPアドレス：https://www.j-platpat.inpit.go.jp/

知財に関する連絡先

お気軽にご連絡下さい。

〒455-8535
名古屋市港区入船2-3-12
名古屋港湾合同庁舎８階
名古屋税関　業務部
知的財産調査官

TEL：052-654-4116（直通）

e-mail：nagoya-gyomu-chiteki@customs.go.jp

名古屋税関本関

名古屋港湾合同庁舎（名古屋市港区）
地下鉄名港線「名古屋港駅」下車
3番出口 徒歩1分

お疲れ様でした。

■カスタム君
（商標登録第5312595号）

■税関ロゴマーク
（商標登録第5183325号）